

日本マーチングバンド協会北陸支部 規約

(名 称)

第1条 本会は、日本マーチングバンド協会北陸支部（以下「支部」という）と称する。

(事務局)

第2条 支部事務局は、支部長が指定する場所に置く。

(県組織)

第3条 支部は、理事会の議決を経て必要の地に県組織を置くことができる。

(目 的)

第4条 支部は、日本マーチングバンド協会規約に基づきマーチングバンドの普及・振興を図り、併せて会員の指導並びに会員相互の親睦と融和に務め、もってわが国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 支部は、本協会の目的を達成するために各種の事業を行う。

(会 員)

第6条 支部の会員（個人、団体）は、日本マーチングバンド協会規約に基づき入会したものとする。

2 支部の会員は、協会の会員であると同時に、所在する県組織の会員とする。なお、協会本部、支部、県組織の内、いずれかのみのものであることはできない。

(入 会)

第7条 入会するものは、次の手続きによる。

1 個人会員

会員になろうとするものは、別紙様式1による入会申込書を本部に提出し、理事長の承認を得なければならない。

2 団体会員

会員になろうとするものは、別紙様式2による入会申込書を支部に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別途定める入会金及び会費を納めなければならない。

1 個人会員

個人会員は、別表に定める入会金及び会費を本部に納めなければならない。

2 団体会員

団体会員は、支部の定める入会金及び会費を県組織を通じて支部に納めなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である組織が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員が退会しようとするときは、次の手続きを必要とする。

1 個人会員

個人会員は、別添用紙3（様式3）に理由を付して退会届を本部理事長に提出しなければならない。

2 団体会員

団体会員は、別添用紙4（様式4）に理由を付して退会届を支部長に提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員（個人、団体）が、支部の名誉を傷つけ、または支部の目的に違反する行為があったときは理事会の議決をもって除名することができる。ただし、個人会員の除名については、その旨を理事長に報告しなければならない。

2 団体会員が会費を2年以上滞納したとき。ただし、個人会員は本部規約による。

(役 員)

第12条 支部には、次の役員を置く。

(1) 支部長1名及び副支部長3名以内とする。

1 副支部長は各県理事長又は各県で任命された理事で構成される。

2 支部長は副支部長で構成される選考委員会の協議により選定、任命されるものとする。

(2) 理事は6名以上12名以内とする。

(3) 監事、事務局は若干名とする。

(4) 役員は理事会、総会で承認する。

(役員の任期)

第13条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の前任期は前任者の前任期間とする。

(役員の前務)

第14条 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠けたときはその前務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この支部の運営上必要な事項を審議し決議する。ただし、総会の前機能はおかさない。理事会は、支部長・副支部長・理事・事務局長をもって構成する。

4 支部長は支部三役を組織し、この支部の運営上必要な事項を審議し理事会に提案する。三役会は、支部長・副支部長・事務局長をもって構成する。

(監事の前務)

第15条 監事は、支部の業務及び財産に関し、次の各号に規定する前務を行う。

(1) 支部の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財務の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(役員の前任)

第16条 支部の役員が次の各号の1に該当するときは、理事会において4分の3以上の議決により、支部長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長・顧問・相談役)

第17条 支部に会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 会長、顧問及び相談役は支部長が推薦をし、理事会並びに総会の承認により支部長が委嘱する。
- 3 会長、顧問及び相談役は、支部長の諮問に応じ、理事会または総会において意見を述べ、または提言することができる。

(事務局)

第18条 支部の事務を処理するため、必要な事務局を置く。

- 2 事務局は、支部長が任免する。

(会議及び招集等)

第19条 支部の会議を分ち総会、理事会、三役会とし、支部長が招集する。

- 2 総会は年1回とし、理事会、三役会及び支部長が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 3 理事会は必要に応じて支部長がこれを招集する。
- 4 三役会は必要に応じて支部長がこれを招集する。
- 5 支部長は必要に応じて諸会合を招集する。
- 6 会議の議長は支部長又は支部長の指名する役員が当たる。
- 7 理事会において必要と認められた時及び支部長が必要と認めた時は委員会を設置することができる。
- 8 会議の議事は出席者の過半数の同意によって決定するものとする。

(総 会)

第20条 総会においては、次の事項を審議し本部に報告するものとする。

- (1) 役員及び代議員の選任に関する事項
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (4) 規約の制定及び変更に関する事項
 - (5) その他必要とみとめられた事項
- 2 前項に定めるものについては、5年間これを保管しなければならない。

(議事録)

第21条 すべての会議に議事録を作成し、議長が署名押印の上これを保存する。ただし、総会については議長の他、出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(経 費)

第22条 経費は次に掲げるものによって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 事業計画及びそれに伴う収支予算は支部長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。これを
変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第 24 条 収支決算は支部長が作成し、事業報告書及び会員の異動状況書と共に、監事の意見を付け、理事会及び総会
の承認を受けなければならない。

2 この支部の収支決算に次期繰越収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部もしくは
全部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 25 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(解散)

第 26 条 この支部の解散は、総会において出席者の過半数の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第 27 条 この支部の解散に伴う残余財産の処分については、総会において出席者の過半数の議決を経て、この支部と
類似目的を有する団体に寄付するものとする。

(補 足)

第 28 条 事務所に次の書類及び帳簿を備え 10 年間保管しなければならない。ただし、法令によりこれらに代わる書類
及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 会議の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第 29 条 この規約で定めるものの他、必要な事項は総会の議決を経て、別に定める。

平成 25 年	4 月	21 日	制定
平成 26 年	5 月	11 日	改定
平成 28 年	5 月	15 日	改定
平成 29 年	5 月	14 日	改定
平成 30 年	5 月	20 日	改定
令和 元年	5 月	19 日	改定
令和 3 年	5 月	16 日	改定
令和 5 年	5 月	21 日	改定
令和 7 年	5 月	18 日	改定